

山北町

介護保険における 住宅改修費支給申請について

令和6年度改正

介護保険における住宅改修費支給申請について

はじめに

介護保険を利用した住宅改修は、その工事種別や支給限度額、申請手続き等が定められています。本書は、これらをご理解いただいた上で、申請していただくよう概略をまとめたものであり、要介護者等が安心して在宅生活を続けられるよう作成したものです。なお、退院等に伴い急を要する場合は、町（保険健康課）にご一報ください。

介護保険における住宅改修を利用される前に

要介護(支援)認定を受けており、かつ在宅であること(入所中等でないことが原則)が、介護保険における住宅改修費支給対象の必要条件となります。

要介護（支援）認定者によって支給の対象が異なる場合や支給の対象にならない場合、又は異なる制度の対象となる場合がありますので、町に事前相談をしてから申請を行ってください。

住宅改修における支給対象となる工事種別

(1)手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関内外に転倒防止もしくは移動又は移乗動作補助を目的として設置するもの。手すりの形状は二段式、縦横付け等適切なものとします。

(2)段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には敷居を低くする工事、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等の工事が想定されます。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器の設置など

は除かれます。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室は畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室は滑りにくい床材への変更、通路面は滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えに合わせて自動ドアとした場合は、動力部分の費用相当額は保険給付の対象となりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える改修が一般的ですが、腰掛便座（福祉用具）の設置は除かれます。

また、和式便器から暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合は含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化又は簡易水洗化に係る費用相当額は保険給付の対象外となります。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては以下のものが考えられます。

(1) 手すり取り付けのための壁の下地補強など

(2) 浴室の床段差解消（かさ上げ）に伴う給排水工事など

(3) 床材変更のための下地や根太の補強又は玄関口スロープ等の通路面の変更に伴う路盤整備など

(4) 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など

(5) 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）や、便器の取替えに伴う床材の変更など

※扉や便器等取替えに伴う処分費なども対象になる場合があります。

(補足)

近年、手すりの取り付け、段差解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替えを目的とした、浴室をユニットバスへ改修する申請が増えてきております。ユニットバスへ改修する際の申請は、上記（1）～（6）に該当する部分のみ給付の対象となります。そのため全体工事が分かる見積書に加え、上記（1）～（6）に該当する改修費用が明記された見積書も必要になります。

介護保険における住宅改修費支給申請の流れ

◎ 必要な住宅改修について介護支援専門員（ケアマネージャー）等に相談します。



◎ 改修業者を選択し、見積書・図面等事前に揃える書類の作成収集。



◎ 町（保険健康課）に介護保険被保険者証と住宅改修費支給申請書、見積書、理由書、改修前写真、図面、承諾書を提出（保険証は提示）し、介護保険における住宅改修の対象となるかを事前申請します。



◎ 町（保険健康課）で事前申請内容の確認をし、必要な改修と認められた場合は、申請者又は改修業者等に着工許可の連絡をします。着工許可前に工事したものに

いては給付対象外となります。



◎ 住宅改修費支給請求書、領収書、改修後の写真を町（保険健康課）に提出します。



◎ 町で審査決定（支給・不支給）し、給付されます。

介護保険における住宅改修費支給限度基準額

介護保険における住宅改修費支給限度基準額は、20万円です。改修費が20万円かかった場合、その内7～9割の14～18万円（上限額）が支給され、残り1～3割の2～6万円が自己負担額となります。ただし、改修費が20万円を超えた場合、その超えた部分については全額自己負担となります。

また、改修費の支給は原則被保険者に対する償還払となりますので、一時的に全額を支払っていただいた領収書が必要となります。

介護保険における住宅改修費支給申請に必要な書類

<改修前に必要な書類>

- ① 介護保険証
- ② 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ③ 住宅改修が必要な理由書

介護(予防)支援専門員等が被保険者の心身や日常生活の状況、住宅や福祉用具の現況等総合的に勘案し、必要な工事種別とその理由等詳細に明記したもの。

- ④ 住宅改修費用に係る書類

住宅改修の内容が確認できる見積書（箇所、内容、規模、材料、費用等内訳書

添付)。

⑤ 改修前の状態が確認できる書類

改修箇所ごとの写真と、改修箇所を記した図面（平面図）等。

写真は撮影日が明記されていること。

⑥ 住宅改修の承諾書

被保険者と改修する住宅の所有者が異なる場合必要となります。

※事前申請後、やむを得ず工事内容を変更しなければならない場合に限り、着工前に町（保険健康課）に速やかに連絡し、修正した事前申請書類一式（変更箇所が分かるように明記されたもの）を提出してください。事前申請着工許可後でも、変更がある場合は変更箇所の着工許可が出るまで工事しないでください。給付の対象外となる場合があります。

<改修後に必要な書類>

⑦ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給請求書

⑧ 完成の状態が確認できる書類

改修箇所ごとの写真（撮影日が明記されているもの）。

※申請の内容を変更する場合は、必ず工事前にご相談ください。

⑨ 被保険者が支払った領収書（原本確認できればコピー可）

申請された工事が被保険者に合った改修となっているか、また保険給付の対象として適正か等を確認する目的で、着工前・着工後の現地確認や質問する場合がありますので、ご承知おきください。